

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

子育てや子どもの育ちをめぐる環境の変化を背景に、子どもと子育てをしている人たちに必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に子ども・子育て支援法などの、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

これを受け国では、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和3年度までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備すること、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととしました。

本市では、平成17年度から推進してきた「小田原市次世代育成支援対策行動計画」を継承しながら、すべての子どもに良質な成育環境と、実情に応じた支援が適切に提供できるよう、平成27年度から「小田原市子ども・子育て支援事業計画」を推進してきましたが、令和元年度末に計画最終年度を迎えることから、引き続きすべての子どもに良質な成育環境を保障し、地域の実情に応じた支援が適切に提供されていくよう、子育て世帯の利用希望を把握した上で、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に対する量の見込みと提供体制の確保内容を盛り込んだ「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の質及び量の確保や、法に基づく業務の円滑な実施などについて定めます。また、児童福祉法に規定する保育所及び幼保連携型認定子ども園の整備に関する市町村整備計画を兼ねるとともに、子どもの貧困対策推進法に関する施策を含めます。

本計画の策定にあたっては、**本市の総合計画の施策の方向**やその他の関連計画とも連携し、整合を図ります。

なお、広く次世代育成支援の観点から総合的に施策を推進するために、本計画は「次世代育成支援対策行動計画」を継承し、改正後の次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置付けます。

